
令和2年第9回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月8日(火) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 11(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
欠席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
欠席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年 第9回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第9回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、6番：西田委員と9番：奥本委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
申請人：■■■■さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、町立椎田そらいろ保育園から西に315m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますのでよろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、豊前消防署西部分署から西に140m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の3、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、上築城公民館から西に115m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、県立築城特別支援学校から南西に460m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、農業用施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]さんが申請地に農業用倉庫を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。なお、この案件には始末書が添付されていません。事後承諾案件になります。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 この倉庫は何年前に建てたものか。

事務局 およそ1ヶ月前です。事務局が付近の現地確認をした際に発覚しました。以前は苗床として使用していたのですが、倉庫が建設されていたため所有者へ連絡を行ない、今回の申請となりました。

議長（蛭崎会長） 他に質問等ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第2号の2、申請人：[REDACTED]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、町立築城中学校から北東に230m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[REDACTED]さんが、申請地を駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。これも始末書があります。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の2、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

議長（蛭崎会長） 続きまして、議案第2号の3、申請人：[REDACTED]
[REDACTED]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、築城社会福祉センターから北西に60m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんが申請地を農業用倉庫及び作業場、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の3、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第3号の1、申請人：[]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、町立椎田そらいろ保育園から東に390m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんに、[]在住の[]さんが土地を売買し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の2、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、築城駅から南東に270m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに■■■■在住の■■■■さんが土地を売買し、一般住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の3、申請人：■■■■
■■■■さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員） この案件につきましては、県立築上西高等学校から南に100m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんに[]在住の[]さんが土地を売買し、資材置き場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。なお、地域の環境整備に充分配慮するよう申し入れしています。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。日程第4、議案第3号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の4、申請人：[]さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員） この案件につきましては、松丸集落センターから北西に110m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定（集落接続）により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]さんに[]在住の[]さんが土地を売買し、駐車場及び庭、家庭菜園にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 転用目的に庭とありますが、どういった転用ですか。

事務局 洗濯干場や子供の遊具置場にするとのことでした。

議長（蛭崎会長） 他に質問等ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。日程第4、議案第3号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の5、申請人：[REDACTED]
[REDACTED]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、築城ICから北西に115m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の [REDACTED]
[REDACTED]さんに、[REDACTED]在住の [REDACTED]さんが土地を売買し、太陽光発電設備を設置するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の5、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 報告事項を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 5件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長）

ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長）

以上をもちまして、令和2年第9回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和2年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

6番委員（西田 浩二 委員）：

西田 浩二 

署名委員

9番委員（奥本 速雄 委員）：

奥本 速雄 